



第11次再審申し立てで必ず「再審開始」を！

名張事件愛知の会総会

2026年 11月28日(土)

14:30~16:30

イーブルなごや第4集会室

地下鉄名城線「東別院」駅①出口 東へ徒歩5分

※終了後、懇親会を予定しています

【記念講演】

「名張毒ぶどう酒事件 第11次再審申し立て」 小林 修 弁護士



小林 修 弁護士・名張毒ぶどう酒事件弁護団

名張毒ぶどう酒事件の第10次再審請求は、2022年3月3日に名古屋高裁が請求棄却、2024年1月29日付で最高裁も請求棄却を行いました。最高裁では宇賀克也裁判官が、「再審開始を行うべき」という初めての反対意見もつけられています。

事件発生65年、奥西勝さんの獄死からも11年となりました。

2026年1月に第11次再審申し立てを行い、毎月の3者協議も行われ、いよいよ判断間近と見られます。求めていた封緘紙の鑑定も、実現の可能性が高まっています。

奥西さんの無念を晴らす闘いへお力をお貸しください。再審請求人の岡美代子さんも11月には97歳を迎えます。

いまだ検察は大量の証拠を隠したままです。裁判所も開示させるなど、事件解明のために何もしていません。

報告は小林修弁護士に、再審申し立ての状況についてお話いただく予定です。

今後の活動方針も明確にいたします。ぜひともご参加ください。

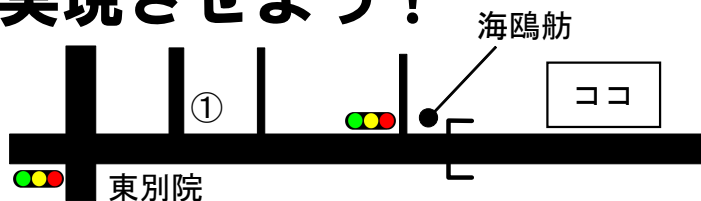
主催：えん罪名張毒ぶどう酒事件・愛知の会

〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401 日本国民救援会 愛知県本部内 Tel.052-684-5825

参加
無料



封緘紙の科学鑑定を
実現させよう！



救 援 新 聞 [1958年6月10日]
第三種郵便物認可